様式第10号(第5条関係)

年　　月　　日

年　　月　　日執行 　　選挙

候補者氏名

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運送等契約区分  (該当する方の番号に○をしてください) | | 1　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 | | 2　左に掲げる契約以外  の場合 | |
| 運送事業者等の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所 | |  | | | |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | | 運送等金額(円) | | 備考 |
|  |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  |
|  |  | |  | |  |

(注)

　1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　2　運送事業者等が三股町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、運送事業者等は、三股町に支払を請求することはできません。

　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

　　(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　　　　　　円

　　(2)　(1)以外の場合　　　　　円

　5　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約及びそれ以外の契約のいずれも締結した場合は、候補者の指定する一の契約以外は、公費負担の対象となりませんので、当該契約についてのみ記載してください。

　6　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合、候補者の指定する1台以外は、公費負担の対象となりませんので、当該車両についてのみ記載してください。

　7　5の場合は候補者の指定した契約以外の契約について、6の場合は候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三股町に支払を請求することはできません。